

(平成24年11月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2件

国民年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年1月から同年3月まで
② 昭和59年10月から63年3月まで

私は、高校を卒業した後から、父親の経営する会社に入社しており、私が20歳になった昭和59年*月頃、母親が国民年金の加入手続をしてくれた。

申立期間の国民年金保険料は、母親が、父親と私の分を含めた3人分をA市役所B支所で納付書により納付していた。

当時、会社の経営も安定しており、給料も支払われていたので、国民年金保険料を納付できないような状況ではなく、免除申請も行ったことが無い。

申立期間の国民年金保険料が未納や免除となっているが、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和59年*月、20歳になると同時に国民年金の加入手続を行ったとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、同年同月31日に払い出されていることが確認できる。

また、オンライン記録から、申立期間①直後である昭和59年4月から同年9月までの国民年金保険料は、61年1月21日付けで過年度納付されていることが確認できるところ、当該納付日の時点では、申立期間①の保険料も同様に過年度納付することが可能である。

さらに、申立期間①は、3か月と短期間である上、申立期間①の国民年金保険料は、その直後の期間のまとめて過年度納付された保険料よりも低額で

あることから、申立人が、申立期間①の保険料のみ納付しなかったとは考え難い。

一方、申立期間②について、申立人は国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親が申立人の保険料を納付していたと主張しているが、母親は既に亡くなっていることから、申立人の保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な供述が得られない。

また、申立人は、申立人の父親が経営する会社が経理事務を委託していた会計事務所に申立人の確定申告事務も委託していたと供述しているところ、当該会計事務所は、申立期間②に係る確定申告事務に関する資料は処分済みである旨回答していることから、申立期間②当時の国民年金保険料の納付について確認することができない。

さらに、申立人が、申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年3月及び同年4月
② 昭和52年3月及び同年4月
③ 昭和53年3月及び同年4月
④ 昭和54年4月
⑤ 昭和55年3月及び同年4月
⑥ 昭和56年3月及び同年4月
⑦ 昭和57年3月及び同年4月
⑧ 昭和58年3月及び同年4月
⑨ 昭和59年3月及び同年4月
⑩ 昭和60年3月及び同年4月
⑪ 昭和63年3月及び同年4月

私は、毎年、厚生年金保険に10か月の間のみ加入しており、3月及び4月については失業期間であった。

失業期間中は、健康保険の任意継続をしており、国民年金はA町役場で加入手続をし、同役場内の銀行で国民年金保険料を納付していた。

妻の国民年金保険料は納付済みとなっているのに、私の保険料が未納となっているのは納付できないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間④について、申立人は、昭和54年3月12日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しているところ、国民年金被保険者台帳に記載されている資格記録の進達時期から、国民年金被保険者資格の再取得手続を同年3月中に行っていることが確認でき、厚生年金保険から国民年金への切替手続を遅滞な

く適切に行っている。

また、申立人に係るA町の国民年金被保険者名簿兼検認記録カード（以下「被保険者名簿」という。）から、申立期間④の直前である昭和54年3月の国民年金保険料は、前述の切替手続が行われた時期である同年3月30日に納付していることが確認できる。

さらに、申立人は、国民年金保険料について、夫婦二人分を申立人自身で納付していたと述べているとおり、収納年月日が確認できる期間については、申立人及びその妻の納付日は一致している上、申立期間④の妻の保険料は納付済みとなっている。

加えて、A町の被保険者名簿には「社保照合」欄があり、申立人の妻の被保険者名簿には「**照**」という印が押されているものの、申立人の被保険者名簿には当該印が押されておらず、当時、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

一方、申立期間①から③までの期間及び申立期間⑤から⑪までの期間については、国民年金の未加入期間となっており、厚生年金保険から国民年金への切替手続が行われた形跡は見当たらない。

また、申立期間は多数に及び、これだけの回数の事務処理を行政が続けて誤ることも考え難い上、申立期間⑪について、オンライン記録から、申立人の妻は、当時、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続を行っておらず、平成8年6月26日付けで記録追加された未納期間となっている。

さらに、申立人が、申立期間①から③までの期間及び申立期間⑤から⑪まで期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。